

# 保証債務と時効



ゆあ法律事務所  
弁護士

にしむら  
西村 オリエ

当社は、貸付先のA社が事実上倒産したのでその連帯保証人Bから分割弁済を受けてきましたが、最近A社の貸付債務の消滅時効が完成しました。その後もBの分割弁済は継続していますが、今後、Bが消滅時効を援用した場合、Bの保証債務は消滅するのですか。BがA社の代表取締役である場合はどうですか。

## 保証人の一部弁済の効果

A社（主債務者）が一部弁済を行った場合には、主債務の承認となり（民法 § 147③）、A社の借入債務の消滅時効が進むことを止める効果（時効中断）が生ずることはもちろん、その効果は保証債務に及び（保証債務の附従性）、Bの保証債務の消滅時効が中断します。

しかし、保証人が一部弁済を行った場合、保証債務自体の消滅時効は中断しますが、この時効中断の効力は債権者と保証人との間に生じるものであり、主たる債務者には及びません（同 § 148）。

このことは、保証人が単なる保証人であっても連帯保証人であっても同じですので、Bが一部弁済を継続していてもA社の借入債務の消滅時効は中断しません。

従って、Bが一部弁済を継続していても、あなたの会社（債権者）が他にA社の借入債務の消滅時効が進むことを止める措置を講じない限り、一定期間が経過すればA社の借入債務の消滅時効が完成することになります。

## 消滅時効の援用

Bが保証債務の一部弁済を継続している場合であっても、BはA社の借入債務の消滅時効を援用（同 § 145）することによってB自身の保証債務の消滅を主張することができます。

また、BがA社の借入債務の消滅時効完成後も一部弁済を継続してきたという場合であっても、判例上、(1)主債務が時効消滅するか否かに関わらず保証債務を履行する趣旨で弁済した（最判

1995.9.8）とか、(2)主債務者の債務承認を知って弁済した（最判1969.3.20）といった事情がない限り、連帯保証人が主債務の消滅時効を援用することが認められています。

従って、本ケースでも、特に上記(1)や(2)といった事情がない場合には、BがA社の借入債務の消滅時効を援用することが認められ、B自身の保証債務は消滅すると考えられます。

## Bが代表取締役であった場合

では、BがA社の代表取締役であった場合はどうでしょうか。この場合であっても、BはあくまでA社の連帯保証人である以上、連帯保証人としての弁済であることを明確にして一部弁済を行った場合には上記と同様にA社の主債務の消滅時効は中断しません。しかし、Bが連帯保証人としての弁済であることを明確にせずに一部弁済していた場合には、商法504条の適用により、A社の主債務の弁済となりその消滅時効が中断すると考えられます。

## 対策

以上より、あなたの会社としては、A社の借入債務の消滅時効完成前に、たとえBによる一部弁済が継続しているとしても、A社の債務承認書を取得しておくとか、A社ないしBに対して裁判上の請求（同 § 149）をする等の対策（同 § 147）を取っておくことをお勧めします。

また、BがA社の代表取締役である場合には、Bから一部弁済をうける際にB個人としてのみならず、A社及びB両者についての債務承認書を取得することをお勧めします。